

北陵クリニック事件

判決も権力チェックの対象だ

〈某警察幹部〉全国の警察官、科学捜査研究所の技術吏員諸君。よく聞いてくれ。今後、証拠の鑑定資料を再鑑定用に残す必要はないぞ。全部使ってしまったのもいいことになった。

〈まじめな捜査員A〉しかし、我々が遵守すべき犯罪捜査規範には、鑑識資料について「再鑑識のための考慮を払うように」とありますが……。

〈某幹部〉いや、裁判所が言ってるんだ。「鑑定資料を全量消費しても、鑑定書の証拠能力や信用性を否定すべき事情になるとは言えない」って。

〈ふまじめな捜査員B〉てことは、ちょっくらヤバイ資料は、全部使ったことにしてもいいってワケで？

〈某幹部〉そういうことになるな。

〈まじめな捜査員A〉そんなことを認めたら、焦って証拠を捏造する不心得者が現れないとも限りませんが。

〈某幹部〉なに固いこと言ってるんだね、キミは。判決に書いてあるんだ。「警察が事件でっち上げにかかわることはありえない」って、な。

——三月三〇日、こんな会話がインターネット上を飛び交う悪夢に襲われた。二〇〇一年一月、仙台市の北陵クリニック元職員が「患者の点滴に筋弛緩剤を混入した」として逮捕され、五件の殺人・殺人未遂の罪に問われた裁判。仙台地裁（畑中英明裁判長）は起訴事実をすべて認定し、求刑通り無期懲役を言

い渡した。

この裁判で、弁護側は「患者の容体急変は、病気や薬の副作用が原因。検察が主張する筋弛緩剤混入という事件そのものが存在しない」と主張。被告人が犯人であるかどうか以前に、五人の容体急変に「事件性」があるかどうか、が最大の争点となった。

判決は、検察の主張通り「事件性」を認めた。その主な根拠としたのが、宮城県警の嘱託で大阪府警・科捜研が行った「患者の血清や尿、点滴ボトルなどの各鑑定資料から筋弛緩剤の成分が検出された」とする鑑定だ。

判決はこの鑑定書に基づき、「容体急変はいずれも筋弛緩剤の投与による故意の犯罪行為」と認定したうえで、「犯人は被告人」と断罪した。

弁護側は公判で、この鑑定について「資料の採取、保管、分析方法に問題がある」とし、「鑑定資料たる血清や尿、点滴輸液と、患者五人との同一性の証明がない」と疑問を投げかけた。とりわけ重大なのが、「鑑定資料の全量消費」問題だ。警察の身内＝科捜研の鑑定を検証すべく、弁護側が第三者的な検査機関による再鑑定を求めても、もう資料はない！

鑑定書によると、血清・尿は1 ml から7 ml、点滴輸液は3 ml から53 ml と、鑑定資料は十分にあり、量も違ったのに、どれも「全部使い切った」。法廷でその理由を問われた科捜研の技術吏員は、「何度も分析を繰り返した」「鑑定嘱託事項になかった他の薬毒物についても分析した」「残った資料は捨てた」と弁明した。

犯罪捜査規範にも違反するこんなばかげた言い訳をだれが信用するだろうか。証拠捏造の「状況証拠」と言われても仕方がな

いではないか。

ところが、裁判官は信用した。判決は「資料の一部を保管する措置なども考慮すべきだった」と述べながら、「捏造をうかがわせる事情はない」と認めた。これでは、再鑑定を望む被告人の防御権はないも同然だ。

メディアには、警察の捜査だけでなく、裁判を見守り、判決をチェックする責務がある。判決に疑問点があれば、それを指摘するのが仕事だ。

私は判決当日と翌日の新聞各紙、テレビニュースを注意して見たが、鑑定資料全量消費に関する判決認定に疑問を呈した報道はただ一つ、三〇日深夜に放送されたNHKの解説番組「あすを読む」だけだった。同番組で若林誠一解説委員は「鑑定資料を保管するルールを作るべきだ。資料が残っていない場合は、証拠として認めないことが必要ではないか」と指摘した。まったく同感だ。

他のテレビ番組・新聞は、《状況証拠積み重ね結論》（『朝日新聞』三〇日夕刊）といった判決の内容説明や、《「あの子に謝って」／涙で聞く被害者母》（『毎日新聞』同）などの情緒的「被害者家族」報道に終始した。

それどころか、弁護側の冤罪主張を批判する記事さえあった。鑑定資料捏造の主張を「古典的ともいえる手法」と揶揄し、判決で否定されてもやむを得ないとした佐木隆三氏の寄稿（『読売新聞』三一日朝刊）。《弁護側の姿勢はいたずらな混迷を招き、司法への信頼を揺るがす結果になった》とする『産経新聞』の解説（同）。

メディアは警察情報依存の犯人視報道に慣れ、権力を監視する視力をすっかり「弛緩」させてしまった。